



# みどり 水土里ネット 児島湾 だより

第169号

平成28年6月1日 児島湾土地改良区 岡山市南区あけぼの町3番6号 ☎(086)262-0175



「東南七区機場」の建屋とその内部（11頁に詳細解説）

## 電話番号のお知らせ（直通）

総務課	(086)262-0175 下記以外の事務全般（賦課徴収含む）
総務課会計係	(086)262-3919 会計経理全般
維持管理課	(086)262-0176 維持管理事業全般（県管理用排水機場関係）
施設管理課	(086)262-0310 基幹水利事業全般（藤田用排水機場関係） 藤田用水管理事業全般、県営事業全般
農村整備課	(086)262-0177 土地改良事業全般（工事関係）
児島湾土地改良区 堤防管理事務所	(086)263-5244 (FAX) (086)267-3002 (086)267-3001 (FAX) 児島湖水位調整等（操作室）

## ◇もくじ◇

通常総代会挨拶……………	2
通常総代会への祝辞…………… （大森雅夫岡山市長）	3
通常総代会提案趣旨説明……………	4
通常総代会開催……………	5
平成28年度賦課金・負担金……………	6
平成28年度予算……………	7
平成28年度土地改良事業計画……………	8
第19期役員の新体制……………	9
第19期役員の選挙結果……………	9
退任役員……………	9
第17期総代選挙……………	10
児島湖流域清掃大作戦……………	11
事務局人事異動……………	12
総代視察報告……………	13
転用等、地区除外に伴う決済金…	16

# 平成27年度通常総代会挨拶

平成28年 3月 9日

理事長 宮 武 博



平成27年度通常総代会の開催にあたり、ご挨拶を申し上げます。

総代の皆様には、ご多忙のところ、早朝より

ご出席いただき、心よりお礼申し上げます。

また皆様には各地域の組合員の代表として、平素から格別のご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

本日の総代会は、議案審議の前に本年4月15日に任期満了を迎えます役員選挙を、定款及び役員選挙規程に基づき執行いたします。

さて、本年度を振り返ってみますと昨年の9月には、台風17号の影響により9日～11日の3日間にわたり、関東・東北で発生した豪雨に伴い茨城、栃木、宮城の3県で8の方が亡くられるなどの大きな被害がでました。

また、10月には大村さんがノーベル生理学・医学賞を梶田さんがノーベル物理学賞を受賞するという日本人にとって誇らしいニュースもありました。そして、我々に最も関係の深いニュースとしては、TPP交渉の大筋合意を受け、農家対策として平成27年度補正予算で土地改良事業費として990億円が、盛り込まれました。

民主党政権で6割以上削減された予算が、幾らか復元されましたが「真に必要な基盤整備を円滑に行うための土地改良制度の在り方の見直し」との一文が加えられ生産性の向上に直結するものへの重点配分と改良区制度の見直しが、今後本格化するであろうと考えられます。

農業を成長産業と位置付け、担い手に農地を集約することにより農家の規模を拡大させ競争力強化を図るとともに、農家の高齢化による担い手不足やリタイヤ農家から円滑に農地を継承する事により、耕作放棄地問題をも解決する思惑ですが、地域の農家数減少に伴い、農家によって支えられてきた集落の協力体制が保たれるか疑問が残るところであります。農業は、国の礎であり、日本の伝統、文化そのものであると同時に国民の生命、安全保障にも直結した重要な産業です。自然条件や土地の形態に応じて切り開かれた農地は、千年以上もの間、人々を養ってきただけでなく、水資源を涵養し国土を保全してきました。農業こそが国の礎であるそんな当たり前の事が理解できない人が、増えている今、短期的な経済効率や競争原理ばかりを考えて、将来の社会の文化や安全な食を失う事のないような国の舵取りが、期待されるところです。農業政策の大変革期を迎えていると言われる今、改良区が本来果たすべき役割と児島湾土地改

良区の歴史の重みを再確認し、新たな時代に対応すべく役職員一同、積極的に取り組んで参らなければならないと考えております。

以上、簡単でございますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

## 通常総代会へ祝辞

岡 山 市 長  
大 森 雅 夫



児島湾土地改良区の平成27年度通常総代会が開催されますことをお喜び申し上げます。

皆様方には、平素から「児島湾締切堤

防」の適切な管理・運営や管内土地改良事業の実施をはじめ、岡山市の農業振興に格別のご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

岡山市は、農家戸数や経営耕地面積などで全国上位を占める国内有数の農業都市であり、水稲、麦類をはじめ、全国的知名度を誇る白桃や葡萄などの特産品でも有名です。

しかし、近年は、生産者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などの地域課題や、TPP発効による国内外の産地間競争の進展など、農業を取り巻く環境は大きく変化し、一層厳しさを増しております。

こうした中、岡山市では、市民への安全・

安心な食の供給や多面的機能を有する農地等の保全、農業都市としてのブランド力の向上に向けて、地産地消の推進や担い手の確保・育成、経営規模拡大を通じた生産の効率化、さらには岡山の大きな魅力である特産品の国内外へのPRなど、様々な取組を推進しているところです。

こうした取組をより実りあるものとするためには、全国に先駆けて機械化を導入し、先人達が築いた広大な干拓地と温暖な気候を活かして、水稲、麦類、野菜類の一大産地を形成されている貴土地改良区の皆様方のお力が欠かせないものであります。

皆様方には、今後とも、岡山市の農業のさらなる振興と、政令指定都市・岡山のさらなる飛躍に向けて、一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、児島湾土地改良区のさらなるご発展と、お集まりの皆様方のますますのご健勝・ご多幸を心から祈念申し上げます。



## 平成27年度通常総代会提案趣旨説明（要旨）

### 【議案第1号】平成27年度関係土地改良事業計画変更の議決について

予算の確定に伴い、内容を変更するもので繰越分を除き

地区数	33地区（変更なし）
前回事業費	469,710千円
変更事業費	474,120千円
増	4,410千円

に変更するものです。

### 【議案第2号】平成27年度(株)日本政策金融公庫資金借入計画変更の議決について

小規模及び非補助土地改良事業等の事業計画の変更に伴い借入を

前回借入額	408,121千円
変更借入額	411,799千円
増	3,678千円

に変更するものです。

### 【議案第3号】平成27年度藤田用水管理事業実施計画変更の議決について

①基幹水利施設管理事業藤田・大曲用排水機場操作作業委託の計画変更は、作業実施に伴い岡山市と協議のうえ、変更するものです。

②藤田用水管理事業の計画変更は、パイプラインの作業実績に伴い変更するものです。

### 【議案第4号】平成27年度一般会計・特別会計収支補正予算の議決について

一般会計では、土地改良事業の増額変更によるものと俸給給与、諸税等の減額に伴い、賦課金調整基金繰出金等への増額が、その変更の主なものです。

### 【議案第5号】平成27年度児島湾締切堤防樋門開門操作等作業委託計画変更の議決について

### 【議案第6号】平成27年度特別会計児島湾締切堤防樋門開門操作等作業委託収支補正予算の議決について

以上2件については、作業実施に伴い岡山県と協議のうえ、増額変更するものです。

### 【議案第7号】平成28年度関係土地改良事業計画の議決について

農業基盤整備促進事業	3地区
農地耕作条件改善事業	3地区
小規模土地改良事業	3地区
非補助土地改良事業	24地区
合計	33地区
当初計画事業費	551,400千円

これは、関係機関へ予算要求をしている額です。

### 【議案第8号】平成28年度(株)日本政策金融公庫資金借入計画の議決について

議案第7号の土地改良事業計画に伴い、公庫資金の借入計画及び管内の県営事業2地区を含めまして、当初借入計画額459,719千円を(株)日本政策金融公庫から借入するものです。

### 【議案第9号】平成28年度藤田用水管理事業実施計画の議決について

①基幹水利施設管理事業藤田・大曲用排水機場操作作業委託計画は、作業内容に沿って、岡山市と調整したものです。

②藤田用水管理事業における都六区地区と都・大曲地区の計画は、パイプラインの管理運用規程の定めるところにより、実施計画を作成したものです。

### 【議案第10号】平成28年度一般会計・特別会計収支予算の議決について

平成28年度初予算案は、1,747,696千円となり、予算の内容につきましては、平成28年度の土地改良事業と借入償還を除き、前年度予算より変わった主な経常費ですが、支出においては、総代選挙費並びに、役員視察研修費を計上しています。その他の支出につきましては、前年度を踏襲した予算になっています。

次に収入ですが、平成27年度で賦課金調整基金への積立を増額した事により、前年度繰越金が減少しています。さらに運用資金として賦課金収入が入るまでの間、賦課金調整基金から3千万円を上限として取り崩しを行い、収入金が入った時点で基金に戻し入れる予算組みをしています。これにより、借入利息の軽減を図るものです。

### 【議案第11号】平成28年度役員報酬の議決について

前年とおりの内容です。

### 【議案第12号】平成28年度賦課金・負担金等徴収の議決について



賦課金は、賦課基準を1,000㎡当たり2,000円とし、4月1日現在、地区内の農地に地積割により賦課します。

藤田用水維持管理賦課金は、賦課基準を1㎡当たり1円20銭とし、都六区地区と都・大曲地区と中畦・曾根地区の受益農地に地積割により賦課します。

県営かんがい排水事業藤田錦六区地区の事業賦課金は、賦課基準を1㎡当たり3円とし、錦六区地区に地積割により賦課します。

以上については8月1日を徴収期日と定め、全期徴収をいたします。

また、締切堤防無料化に伴う農家負担軽減財源1千万円の負担金は、例年どおり覚書により関係自治体分を管理連絡協議会から徴収いたします。

**【議案第13号】平成28年度児島湾締切堤防樋門開門操作等作業委託計画の議決について**

**【議案第14号】平成28年度特別会計児島湾締切堤防樋門開門操作等作業委託収支予算の議決について**

以上2件については、平成28年度児島湾締

切堤防樋門開門操作等作業委託に関連する案件であります。この作業計画は、作業実績及び長期整備計画等により岡山県に要求したものにに基づき、示されたものです。

**【議案第15号】平成28年度一時借入金の議決について**

前年と同様で年度内歳計現金に不足を生じたとき、必要に応じ随時借入を行うもので、借入限度額を1億円と定めるものです。

**【議案第16号】平成28年度歳計現金預入先の議決について**

前年と同様岡山市内に本支店を置く農林系金融機関、都市銀行、地方銀行等を預金先とし、預金を分散して預け入れる体制にしておくものです。

以上が本日提案いたしております各案件に対する概略の提案趣旨説明であります。

後程議案審議の際、担当より詳細に説明させますので、総代各位にご意見、ご示唆をいただき、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。ご承認を賜りますようお願い申し上げます。ご承認を賜りますようお願い申し上げます。ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

## ◇平成27年度通常総代会の開催について

平成27年度通常総代会が、平成28年3月9日（水）午前9時から児島湾土地改良区 4 階大会議室において総代71名、役員14名出席のもとで開催されました。当日の議長には「近田 悟」総代が選任され、宮武理事長の挨拶の後、岡山市長 大森雅夫様、全国水土里ネット会長会議顧問進藤かねひこ様からのメッセージを朗読しました。続いて宮武理事長が提案趣旨説明を行い、議案審議に入り、提出された16議案が賛成多数で原案どおり可決されました。

提出議案は次のとおりです。

### I 議案

- |         |   |
|---------|---|
| 議案第 1 号 | 平成27年度関係土地改良事業計画変更の議決について                 |
| 議案第 2 号 | 平成27年度(株)日本政策金融公庫資金借入計画変更の議決について          |
| 議案第 3 号 | 平成27年度藤田用水管理事業実施計画変更の議決について               |
| 議案第 4 号 | 平成27年度一般会計・特別会計収支補正予算の議決について              |
| 議案第 5 号 | 平成27年度児島湾締切堤防樋門開門操作等作業委託計画変更の議決について       |
| 議案第 6 号 | 平成27年度特別会計児島湾締切堤防樋門開門操作等作業委託収支補正予算の議決について |
| 議案第 7 号 | 平成28年度関係土地改良事業計画の議決について                   |
| 議案第 8 号 | 平成28年度(株)日本政策金融公庫資金借入計画の議決について            |
| 議案第 9 号 | 平成28年度藤田用水管理事業実施計画の議決について                 |
| 議案第10号  | 平成28年度一般会計・特別会計収支予算の議決について                |
| 議案第11号  | 平成28年度役員報酬の議決について                         |
| 議案第12号  | 平成28年度賦課金・負担金等徴収の議決について                   |
| 議案第13号  | 平成28年度児島湾締切堤防樋門開門操作等作業委託計画の議決について         |
| 議案第14号  | 平成28年度特別会計児島湾締切堤防樋門開門操作等作業委託収支予算の議決について   |
| 議案第15号  | 平成28年度一時借入金の議決について                        |
| 議案第16号  | 平成28年度歳計現金預入先の議決について                      |

## ◇平成28年度賦課金・負担金について

平成28年度賦課金・負担金は次のとおりです。

## 1. 賦課金

平成28年度児島湾土地改良区賦課金は、1,000㎡当たりの賦課基準を次のとおりとして賦課徴収するものとする。

◎ 1,000㎡当たり	賦課金	2,000円
◎ 賦課基準	賦課に当たっては、1㎡当たり2円を単位として賦課面積 (平成28年4月1日現在)に乘算する。	
内 訳	一般経常費	1,830円
	堤防維持管理負担金	170円
	計	2,000円

(注) 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の規定に基づき、円の単位まで徴収いたします。

## 2. 藤田用水維持管理賦課金《藤田都六区地区》

平成28年度藤田用水維持管理賦課金は、1,000㎡当たりの賦課基準を次のとおりとして、藤田都六区地区から賦課徴収するものとする。

◎ 1,000㎡当たり	維持管理賦課金	1,200円
◎ 賦課基準	賦課に当たっては、1㎡当たり1円20銭を単位として賦課面積 (平成28年4月1日現在)に乘算する。 ただし、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。	

## 3. 藤田用水維持管理賦課金《藤田都・大曲地区》

平成28年度藤田用水維持管理賦課金は、1,000㎡当たりの賦課基準を次のとおりとして、藤田都・大曲地区及び中畦・曾根地区の受益農地から賦課徴収するものとする。

◎ 1,000㎡当たり	維持管理賦課金	1,200円
◎ 賦課基準	賦課に当たっては、1㎡当たり1円20銭を単位として賦課面積 (平成28年4月1日現在)に乘算する。 ただし、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。	

## 4. 県営事業賦課金《藤田錦六区地区》

県営かんがい排水事業藤田錦六区地区の平成28年度県営事業賦課金の賦課基準を次のとおりとして、藤田錦六区地区から賦課徴収するものとする。

◎ 1,000㎡当たり	賦課金	3,000円
◎ 賦課基準	賦課に当たっては、1㎡当たり3円を単位として賦課面積 (平成28年4月1日現在)に乘算する。	
内 訳	県営事業賦課金	2,500円
	県営事務賦課金	500円
	計	3,000円

## 5. 農家負担軽減財源10,000千円負担金の徴収については次のとおりとする。

平成28年度負担区分

覚書による自治体関係	岡 山 市	9,213千円
	玉 野 市	787千円
	計	10,000千円

## 6. 徴収期日

平成28年 8月 1日 (全期徴収)

## 7. 徴収委託先

- |             |           |
|-------------|-----------|
| ①岡山市農業協同組合  | ④トマト銀行    |
| ②岡山市浦安土地改良区 | ⑤理事・監事・総代 |
| ③中国銀行       |           |

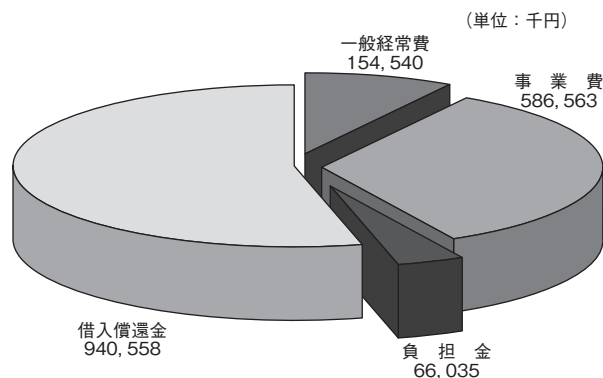
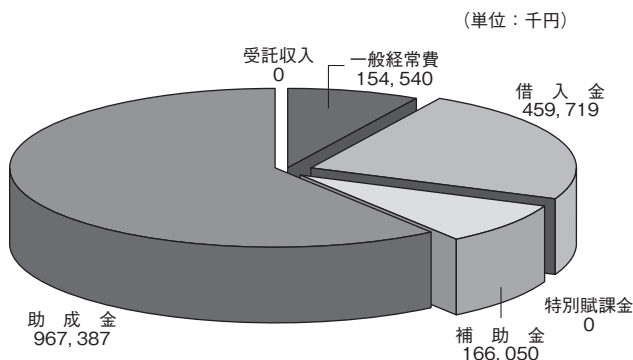


◇平成28年度一般会計予算について

【一般会計】

収入合計 1,747,696千円

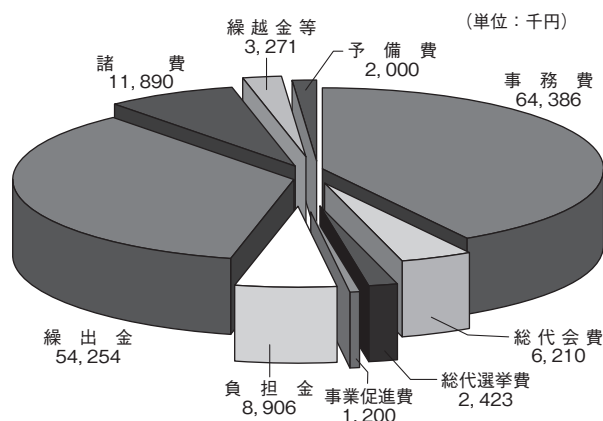
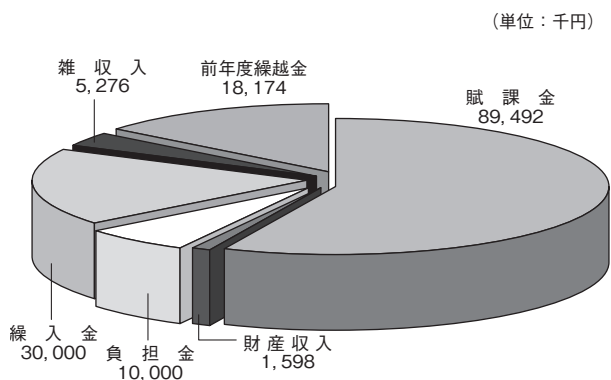
支出合計 1,747,696千円



【一般経常費】

収入合計 154,540千円

支出合計 154,540千円



◇平成28年度藤田用水管理事業特別会計収支予算

[収入] (単位：千円)

科目	金額
作業受託収入	86,832
管理賦課金	9,232
雑収入等	13,891
合計	109,955

[支出]

(単位：千円)

科目	基幹水利施設	藤田用水	その他
点検整備費	4,920	0	
施設管理費	28,268	5,760	
施設費	941	574	
調査費	338		
諸油脂費	107	130	
整備補修費	23,867	0	
電力費	25,518	1,300	
諸費	1,579	1,015	13,891
整備積立金		450	
消費税	1,294	3	
小計	86,832	9,232	13,891
合計			109,955

## ◇平成28年度特別会計児島湾締切堤防樋門閘門操作等委託作業収支予算

[収入] (単位：千円)

科 目	金 額
前年度繰越金	2,540
作業受託収入	291,633
雑収入等	545
計	294,718

[支出]

(単位：千円)

科 目	防潮水門	関連機場	児島湖管理	その他	計
点検整備費	2,094	4,701		1,291	8,086
施設管理費	103,735	28,824			132,559
施設費	5,873	8,191	10,024		24,088
調査費	88				88
諸油脂費	137	164		562	863
整備補修費	162	52,736			52,898
電力費	4,835	59,122		913	64,870
消費税				8,181	8,181
諸費				3,085	3,085
計	116,924	153,738	10,024	14,032	294,718

## ◇平成28年度土地改良事業計画について

平成28年度土地改良事業計画は、農業基盤整備促進事業、農地耕作条件改善事業、小規模土地改良事業、非補助土地改良事業の各事業を合計33地区、事業費55,140万円で計画し、関係機関に予算要求をしているものです。

### ◎農業基盤整備促進事業 [3地区 15,000万円]

地区名	
	北七区6条2、北七区10条、西七区3条2の2

### ◎農地耕作条件改善事業 [3地区 14,200万円]

地区名	
	西七区支線58号、西七区支線73号、西七区支線86号

### ◎小規模土地改良事業 [3地区 4,140万円]

地区名	
	川張西町1番川、宗津東町5番川、西七区4号

### ◎非補助土地改良事業 [24地区 21,800万円]

地区名	
	東畦下1番、内尾115、内尾南、東畦18樋門、錦東上樋門、錦中川樋門、 錦六区悪水縦5樋門、錦六区横6樋門、都六区横1北2、都六区横1南2、 鞆津川丘二北高低樋門、西七区支線100号、西七区支線128号、 西七区支線140号、北七区支線30号、北七区支線36号、北七区支線73号、 北七区支線66号、西七区支線102号、西七区支線116号、北七区12条2、 宗津川沖1西樋門、常川西樋門、常川線



## ◇第19期 役員の新体制報告

平成28年4月16日開催の第1回理事会と第1回監事会において、正副理事長及び総括監事が選出され、併せて各委員会の構成も次のとおり決まりました。

理事長	宮 武 博	総括監事	枝 廣 政 孝
副理事長	日 笠 享	第二監事	山 本 芳 和
第三理事	佐 藤 勝		
建設評価委員会		用排水管理委員会	
委員長	後 藤 弘	委員長	旗 田 守
副委員長	三 宅 正 義	副委員長	新 井 暁
委員	佐 藤 勝 豪 士	委員	新 村 田 樹 男
委員	国 定 裕 士	委員	佐 藤 勝 夫
委員	田 口 裕 士	委員	黒 田 久 夫
総務委員会		賦課金検討委員会	
委員長	佐 藤 勝 守 暁	委員長	佐 藤 勝 守 暁
副委員長	旗 田 正 義	副委員長	旗 田 守 暁
委員	三 宅 正 義	委員	新 井 暁
委員	後 藤 弘 暁		
委員	新 井 暁		

## ◇第19期役員選挙の結果について

平成28年4月15日の任期満了に伴う役員選挙が、去る3月9日開催の平成27年度通常総代会において実施され、次の方々が無投票で当選されました。

新役員の任期は、平成28年4月16日から平成32年4月15日までです。

### ◎理 事 (11名)

被選挙区	氏 名	住 所	摘要
第1区	旗田 守 <small>はただ まする</small>	岡山市南区浦安西町	重任
第2区	村田 樹男 <small>むらた たつお</small>	玉野市東七区	新任
第3区	三宅 正義 <small>みやけ まさよし</small>	岡山市南区宗津	重任
第4区	後藤 弘 <small>ごとう ひろし</small>	岡山市南区西七区	重任
第5区	日笠 享 <small>ひかさ すむむ</small>	倉敷市藤戸町藤戸	重任
第6区	佐藤 勝 <small>さとう かつ</small>	岡山市南区東畦	重任
第7区	宮武 博 <small>みやたけ ひろし</small>	岡山市南区中畦	重任
第8区	黒田 久夫 <small>くろた ひさお</small>	岡山市南区曾根	新任
第9区	国定 豪 <small>くにさだ たけし</small>	岡山市南区藤田	重任
第10区	新井 暁 <small>にい さとる</small>	岡山市南区藤田	重任
第11区	田口 裕士 <small>たぐち ひろし</small>	岡山市南区藤田	新任

### ◎監 事 (3名)

被選挙区	氏 名	住 所	摘要
全 区	山本 芳和 <small>やまもと よしかず</small>	倉敷市藤戸町藤戸	新任
	枝廣 政孝 <small>えだひろ まさたか</small>	岡山市南区中畦	重任
	難波 弘志 <small>なんば ひろし</small>	岡山市南区藤田	重任

## ◇退任役員について

役員のご改選に伴い次の方々のご勇退されました。長い間、当土地改良区の事業執行並びに業務運営にご指導とご鞭撻を賜りましたことを、紙上をおかりしまして、厚くお礼申し上げます。

◎理 事	第2区 佐藤 公市	第8区 若松 美明	第11区 小上 廣
◎監 事	全 区 和田 清		

## ◇第17期総代選挙について

平成28年8月1日で任期満了となる総代選挙が、岡山市南区選挙管理委員会のもとで、玉野市選挙管理委員会の協力を得ながら下記日程で執行されます。

◎選挙期日 平成28年7月27日（水）

◎立候補届出期間及び届出場所

期 間： 7月20日（水）～7月21日（木）（2日間）

時 間： 午前8時30分～午後5時まで

場 所： 選挙長の事務取扱場所（別表参照）

◎選挙権は、組合員（選挙人名簿に登録されている方）にあります。

◎被選挙権は、組合員で25才以上の者（成年被後見人、被保佐人及び、禁固以上の刑に処せられて執行中の者を除く）及び法人たる組合員にあります。

◎選挙人名簿の縦覧期間は、土・日を除く6月17日（金）から6月23日（木）までの5日間です。

縦覧場所は、児島湾土地改良区事務局総務課です。

◎立候補者が定数を越えない場合、投票は行いません。（無投票）

※総代選挙についてのお問い合わせは、岡山市南区・玉野市の選挙管理委員会又は、児島湾土地改良区（総務課）へお願いします。

## ◇第17期総代選挙日程表

年 月 日	主 要 日 程
H28. 6. 17（金）から H28. 6. 23（木）まで	選挙人名簿の縦覧開始（午前8時30分～午後5時15分） 選挙人名簿の縦覧終了 ただし18・19（土・日）を除く
H28. 7. 20（水）から H28. 7. 21（木）まで	立候補届出（受付）開始（午前8時30分～午後5時00分） 立候補届出最終日
H28. 7. 27（水）	選挙日（投票：午前9時～午後3時）

## ◇選挙長の事務取扱場所（立候補届出場所）

選挙区	選挙区域	選挙すべき 総代の定数	選挙長の事務取扱場所 （立候補届出場所）
第1区	岡山市南区（浦安本町、浦安西町、浦安南町、南輝、福成）	6人	岡山市南区浦安南町495番地5 岡山市南区選挙管理委員会事務局 岡山市南区役所3階 総務・地域振興課内
第2区	玉野市（東七区、南七区、八浜町大崎、東高崎、槌ヶ原、宇藤木）	7人	玉野市宇野一丁目27番1号 玉野市選挙管理委員会事務局
第3区	岡山市南区（彦崎、川張、片岡、宗津、迫川、西高崎）	10人	岡山市南区片岡207番地 岡山市南区役所 灘崎支所
第4区	岡山市南区（西七区、北七区）	9人	
第5区	岡山市南区（植松） 倉敷市（藤戸町藤戸、藤戸町天城）	4人	岡山市南区中畦593番地 岡山市南区役所 興除地域センター
第6区	岡山市南区（東畦、内尾）	9人	
第7区	岡山市南区（中畦）	6人	
第8区	岡山市南区（曾根、西畦）	7人	岡山市南区藤田508番地 岡山市南区役所 藤田地域センター
第9区	岡山市南区藤田（旧藤田村大曲、旧藤田村都）	7人	
第10区	岡山市南区藤田（旧藤田村錦）	4人	
第11区	岡山市南区藤田（旧藤田村都六区、旧藤田村錦六区）	11人	
計		80人	5箇所

# 児島湖流域清掃大作戦



開会挨拶を行う宮武理事長

今回は11月1日（日）に、児島湖流域関係市・町の会場で、児島湖流域環境保全推進協議会主催による「第29回児島湖流域清掃大作戦」が実施されました。本土地改良区からも宮武理事長をはじめ大勢の役職員が参加し、当日は晴天のなか清掃活動に励み、心地よい汗を流しました。

主催者によりますと全会場で、総勢約5,909人の参加があり、空き缶、空き瓶、ペットボトル、発泡スチロール、木材等約42.9トンのゴミが集められました。



締切堤防会場での清掃活動

岡山県では、毎年9月～11月を「児島湖流域環境保全推進月間」と定め、国・県・流域市町・民間団体等が一体となって、児島湖の環境保全活動を推進することとなっています。その行事の一環として、児島湖をはじめ流入河川等に於いて、児島湖流域環境保全推進協議会会員並びに多くの県民、民間団体、学生、国縣市町職員が参加し、特に児島湖流域に居住する県民の意識高揚を図るために「児島湖流域清掃大作戦」を実施しています。



清掃活動を行う参加者

児島湖の水質は、児島湖流域下水道事業による下水道の普及向上、国営児島湖沿岸地区農地防災事業による湖底のヘドロの浚渫等により、ゆるやかに改善されてきています。

児島湾土地改良区としましても関係機関と連携し、組合員の皆様と力を合わせ児島湖の水質改善に努めるとともに、地域の歴史や水の大切さを若い世代に伝えていきたいと考えています。

## 表紙の解説

名 称：東南七区機場

所 在 地：玉野市東七区378番地先

事 業 名：県営かんがい排水事業

設 置 年：平成3年

受益面積：288ha

ポンプ形式：斜流チューブラポンプ

使用目的：排 水

ポンプ口径：1,350mm 2台、600mm 1台

排 水 量：4.125m<sup>3</sup>/S×2台、0.82m<sup>3</sup>/S×1台

## ◇事務局人事異動

### ○採用（平成28年4月1日付）

堤防管理事務所 堤防管理係 書記補	佐藤 寛久（新採用）
維持管理課 管理係 書記補	柴田 知幸（新採用）
事務局長（嘱託）	山内 一宏（更新）
次長 事業調整・農村整備課 ・施設管理課担当（嘱託）	佐山 義和（更新）
次長 施設管理課長事務取扱 （再任用）	國定 一郎（更新）
農村整備課 工事係 書記（嘱託）	伊澤 信（更新）

### ○昇任（平成28年4月1日付）

農村整備課 主幹 工事係長 事務取扱	岡本 満（農村整備課 課長補佐 工事係長 事務取扱）
維持管理課 管理係 主任	森 淳一（維持管理課 管理係 書記）

### ○配置換（平成28年4月1日付）

維持管理課 管理係 書記	西田 佳広（堤防管理事務所 堤防管理係 書記）
堤防管理事務所 堤防管理係 書記	岡崎 卓弥（維持管理課 管理係 書記）
堤防管理事務所 堤防管理係 書記	河口 英寛（堤防管理事務所 堤防管理係 書記補）
維持管理課 課長 管理係長事務取扱	濱田 達典（維持管理課 課長）

### ○退職

平成28年3月31日付	高橋 伸幸（維持管理課 管理係 係長）
平成28年3月31日付	星島 裕（堤防管理事務所 堤防管理係 書記補）

### おくやみ

総代 第5選挙区（岡山市南区植松）大水 公雄氏 平成27年12月14日ご逝去  
故人には、改良区運営について多大な尽力を賜り、深く感謝するとともに、  
心よりご冥福をお祈りいたします。（総代期間：H16.8.2～H27.12.14）



## 役員研修 青蓮寺用水土地改良区を視察



青蓮寺用水中央管理所

役員と総代が交互に行っている視察研修は、昨年度は総代の実施年度であり、平成27年11月19日～20日で三重県伊賀市にある青蓮寺用水土地改良区を、総代11名、理事1名、事務局3名の計15名で視察しました。当日は、山下松一理事長をはじめ役職員の出迎えを受け、事前に依頼した研修事項について専務理事から丁寧な説明を受けました。

### ◎青蓮寺用水土地改良区の概要

青蓮寺用水土地改良区は、昭和43年7月25日に設立され、平成26年4月現在、受益区域は、伊賀市、名張市の2市で受益面積は、1,059ha、組合員1,601名、総代定数62名で、役員は、理事定数39名（現在1名欠員で38名）、監事定数4名で、事務局は、専務理事1名、職員3名、臨時職員2名で総計6名の組織で運営されている。事業としては、下記に示す国営施設応急対策事業が平成26年度から実施、平成27年度からは、県営基幹水利施設ストックマネジメント事業（青蓮寺用水2期地区、3期地区）が実施されている。

平成27年度の農地転用決済金は、下記のとおり。転用状況は、農振農用地であるうえ、市側で厳しい線引きがあるので、道路用地、既存の工場等の規模拡張などしか現状認められていない。この件に関し、市が見直しを検討中である。

平成27年度転用決済金単価 10a当たり

事業別	決済金
農地造成（畑）	626,001円
区画整理	237,417円
かんばい	74,974円



研修中の総代さん

### ◎賦課金について

平成27年度の賦課金は、下記のとおり。徴収方法は、JA、ゆうちょ銀行等の指定金融機関からの振込と役員による現金徴収で、徴収率は約9割である。平成27年度の開畑農地における耕作放棄地が約3割程度あり、賦課金の徴収に苦慮されている。未納金の取り扱いについては、役職員が電話・訪問により未納整理を実施しているが、あわせて法続きも検討しており現在、市に徴収の依頼をしている。

平成27年度経常賦課金単価

区 分	10a当たり	区 分	10a当たり
開 畑 地	5,500円	既 設 畑	4,700円
区画整理（ポンプUP）	4,400円	区画整理	3,300円
区画整理（水なし）	1,700円	用水補給田	1,700円
三次構用水補給田（ポンプUP）	4,400円	三次構用水補給田	3,300円

## 〈地区の歴史〉

古くから亜炭鉱の採掘が盛んな地区であって利水の便に恵まれなかったため、盆地中央部を貫流する木津川及び名張川の沿岸部においては、稲作を単作として行い、この地区よりも高所にある丘陵地においては、谷地田（台地に、はさまれた細長い谷にある水田で、多くの水田が腰までつかるといったような強湿田で、用水に関しては、台地からしみ出した水への依存度が高く、不安定な生産性であった）による稲作と茶・桑の複合経営が行われていた。その後、下記に示す「国営事業 青蓮寺地区」実施に伴い、良食味米ブランド「伊賀米」を中心とした水稻及び畑でのたまねぎ等の野菜、ぶどう等の果樹等の多彩な営農が行われるようになった。

## ◎前歴事業 国営総合農地開発事業 青蓮寺地区概要（事業期間：S43～60年度）

伊賀盆地南部の名張市と伊賀市（旧上野市）にまたがる地域において、青蓮寺ダム（多目的）を用水源として、525haの畑地造成と施設整備による用水供給を行うとともに、農地開発地と隣接する水田270haの区画整理を付帯土地改良工事として一体的に行い、さらに同開発地周辺の既存農地に、用水補給するための農業用排水整備を行うことにより、用水不足を解消させ経営規模の拡大及び農業経営の改善・安定を図る。総事業費は、190億円。幹線水路、水管理施設等は、管理委託協定に基づき改良区で管理し、その他の施設は財産譲与を受けている。

## ◎国営施設応急対策事業「青蓮寺用水地区」について

上述した国営総合農地開発事業によって建設された基幹的農業用施設が、事業完了後30年を経過しており、事業当初に造成された施設に至っては約40年を経過している。施設の老朽化及び周辺環境の変化に伴い、これまでに56件（平成27年3月末現在）の漏水事故が発生し、農業用水の長期断水、上水道管の破損、住宅塀の破損、道路陥没による自動車転落等の二次災害、地域住民等への第三者災害に至り、農業用水の安定供給に支障を来している。加えて漏水事故への対応や維持管理費用など多大な負担を強いられていたが、平成24年度に本事業が創設され、当該地区が採択第1号となり、平成26年度から国が実施することとなった。

## ○ 事業内容

1. 工 期：平成26年度～平成30年度（国営施設に限る）
2. 主要工事：取水施設改修 管水路改修 1式 青蓮寺ダム（水資源機構管理）直下  
流量調整装置改修 1式  
幹線水路改修 L：10.4km 補強区間2.2km（布設替え1.8km、管更生0.4km）  
補修区間8.2km（内面バンド、シート・断面補修等）  
（幹線水路全長18.6kmの内、調査の結果、老朽化が顕著な箇所及び、民家の下、鉄道・学校など重要な施設がある箇所の改修を行う。）
3. 総事業費：12億7千万円（平成24年度単価）
4. 予定負担割合：国 2/3、三重県 7/30、市・改良区 3/30  
（市・改良区の負担割合：伊賀市・名張市 8.2%、青蓮寺土地改良区 1.8%）

また、取水施設の改修に併せて新たに小水力発電設備を設置し、発電による売電収益を施設の維持管理費の軽減に充てる。

## ◎平成25年度一般会計収支決算

歳 入		歳 出	
組 合 費	37,477,552円	事 務 所 費	22,854,454円
補 助 金	0円	管 理 費	38,031,439円
国営造成施設管理 体制整備促進事業費	0円	管理体制整備強化支援費	0円
使 用 料	272,966円	管理体制整備促進	
雑 収 入	33,907,615円	協議会運営委託費	0円
繰 越 金	8,653,903円	償還金及び利子	0円
		負担金及び寄付金	276,000円
		退職給与積立金	5,000,000円
		財 産 費	169,092円
		諸 支 出 費	0円
		選 挙 費	0円
		予 備 費	0円
収入合計	80,312,036円	支出合計	66,330,985円

## ◎まとめ

今回の先進地は、パイプライン漏水事故に伴う賠償や修繕費用、耕作放棄地等を起因とする賦課金未納の問題に大変苦慮されている。当改良区においても、受託管理施設の老朽化や財産譲与を受けたパイプライン施設等の修繕、漏水事故の際の対応など共通の問題を抱えている。

この先進地視察を通じ、当改良区も押し迫っている諸問題に対し、より真摯に向きあわなければならない事を痛感させられた。



青蓮寺用水土地改良区理事長及び研修者

## 組合費は口座振替をご利用下さい

児島湾土地改良区の賦課金は口座振替をご利用いただけます。金融機関はJ A岡山・中国銀行・トマト銀行がご利用できます。口座振替をご利用いただければ、納付期日内の納付忘れがなくなります。ご希望の方は当土地改良区までご連絡下さい。

口座振替をご利用の方は、納付期日前に必ず残高の確認をお願いします。また今年度から口座振替の場合の領収書は、原則として発行しません。確定申告の際は、賦課金通知書（毎年7月に発行）と口座振替の預金通帳を提示していただくことで対応できます。領収書の発行をご希望される方は、下記の問い合わせ先までご連絡下さい。

お問い合わせは、賦課徴収係 TEL 0 8 6 - 2 6 2 - 0 1 7 5 へ

## 転用等、地区除外に伴う決済金について

### ◎農地を宅地等へ転用するとき

農地を宅地等へ転用される方は、土地改良法第42条の規定により土地改良区へ地区除外申請（農地転用）による決済手続きが必要です。

平成28年度の決済金等は、下記のとおりです。

※市街化区域及び農業用施設に供するため200㎡未満の農地転用等についても、届出・決済等の手続きが必要です。 (平成28年度)

区 域	決済金	調査費	手数料	区 域	決済金	区 域	決済金
全 域	1㎡当たり <b>5.01円</b>	1㎡当たり <b>10円</b>	1筆当たり <b>1,500円</b>	都六区 (パイプライン)	1㎡当たり <b>23.84円</b>	都・大曲 (パイプライン)	1㎡当たり <b>33.79円</b>

なお、都六区、都・大曲地区は、パイプラインの供用開始に伴い上記決済金が必要です。  
また、1,000㎡以上の転用等については、別途協議が必要となります。

### ◎組合員の資格取得・喪失の届出について

土地改良法第43条の規定により組合員から土地改良区に通知するよう義務づけられています。

1. 組合員が死亡した場合、相続または耕作する者からの通知
2. 組合員が農地の喪失または取得した場合（農地の売買、経営移譲、贈与等）、両者による通知
3. 住所を変更した場合

### ◎公共事業の転用決済金について

公共事業（道路、河川、学校用地、公園等）用地として買収または寄付される農地についても転用決済金の納付が義務づけられています。

### ◎農地の地目変更をするときは、必ず土地改良区にお届けください

農地を農地以外の地目に変更されるときは、法務局へ手続きされるだけでなく、土地改良区にも地区除外（農地転用）手続きが必要です。

この手続きをなされないと、当該土地の削除が行われずいつまでも賦課されることとなりますので、必ず届出をして下さい。

届出の用紙（農地転用等の通知書、組合員資格得喪通知書）は、土地改良区事務所の総務課に用意してありますので、手続きをしていただきますようお願いいたします。先ずはお気軽に電話でお尋ね下さい。

**(TEL086-262-0175)**